

出張報告書



令和 7年 8月 27日

尼崎市議會議長様

会派名 無所属
 代表者氏名 伊田 ひで
 出張者氏名 伊田 ひで

このたび、出張しましたので、次のとおり報告します。

1 出張期間 令和 7年 8月 26 日から令和 年 月 日まで

2 結果の概要

用務先	報告事項（この欄には要点を箇条書きにし詳細事項がある場合は別紙添付） 1 伊丹市 2 ヘットの火葬について 3 4 5
-----	--

添付書類	備考
<input checked="" type="checkbox"/> 出張報告書	
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	

3 届出事項の変更等 なし あり (内容は裏面に記載)

旅費の精算

 精算額は、令和 7年 8月 25 日届け出た額 (860 円) と同一額である。 届出事項の変更等により、別途精算する。(精算額は裏面に記載)

(裏面)

届出事項の変更等の内容

変更等の事項と理由

支 出 額	
精 算 額	
支 出 差引 額 戻 入	

変更前と後の日程

月	日	日	日	日	日	日	日
前 発着地							
後							
前 経 路							
後							
前 用務先							
後							
前 宿泊先							
後							

伊丹市視察報告

尼崎市議会議員

三宅 由佳

日時:2025年8月26日

場所:伊丹市営斎場

内容:動物専用火葬炉の現状と運用について

市民のみなさんから「動物が一般ごみと一緒に焼却されている。動物専用の火葬炉を設置してほしい」との要望を多数いただいています。

廃棄物処理法では「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第2条第1項において、動物の死体は「廃棄物」とされています。

参照:環境省ホームページ廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)
https://www.env.go.jp/recycle//waste/laws.html?utm_source=chatgpt.com

そのため、尼崎市では、動物の死体は火葬について以下の対応がされています。

動物の死体は、かつては一般ごみと一緒に収集されていましたが、令和6年度からは市職員が個別に回収を行っています。(資料1)しかしながら、動物専用の火葬炉はなく、一般廃棄物処理施設(ごみ焼却施設)で火葬が行われているのが実情です。

一方、伊丹市・池田市・川西市では、動物専用の火葬炉が整備されており、より丁寧な対応がなされています。

今回、動物専用火葬炉を備える伊丹市営斎場を視察し、担当職員の方から詳しいお話を伺いました。特に印象的だったのは、火葬後の遺骨は収骨できないものの、福井県の「清大寺」にて供養されていることです。飼い主の心情に寄り添う姿勢が感じられる取り組みでした。

なお、動物専用火葬炉設置の経緯や市民運動、議員提案の有無などについて質問をしましたが、施設自体が30年以上前に整備されたものであり、当時の記録や資料は残っていないとのことでした。

視察を踏まえ、私は以下の2点を尼崎市に対して要望いたします。1点目は、今後の火葬炉建て替え時に、動物専用火葬炉の設置を検討することです。現状は、人の火葬炉も不足しており、動物専用炉を整備する予算・スペースの確保ができない課題があります。仮に別の場所に設置する場合でも、近隣住民の理解と同意が得られにくいです。

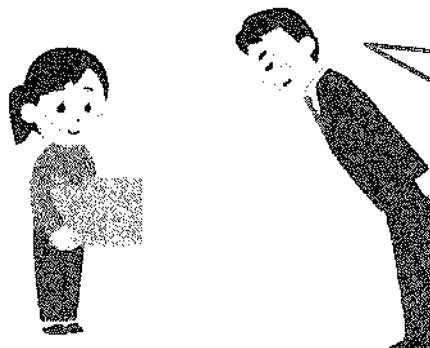
しかしながら、将来的な火葬施設の建て替えや更新のタイミングに合わせ、動物専用火葬炉の整備を要望していきます。

2点目は、訪問火葬(車両による火葬サービス)に対するルール作りです。現在、民間の訪問火葬サービスを利用する方も増えていますが、車での火葬に対する近隣住民からの苦情が私のもとにも複数寄せられています。こうした問題を踏まえ、市として一定のガイドラインやルールを定める必要です。

動物は多くの方にとって家族同様の存在です。最期の見送りに対しても、人と同様に丁寧で心のこもった対応が求められています。今後も市民のみなさんの声を大切にし、少しずつでも改善に向けて動いてまいります。

市民の心情に寄り添ったペット対応 650千円(じんかい収集事業 R6事業費 50,590千円)
[正規職員1人、再任用短時間勤務職員2人増員]所属:経済環境局
業務課**事業概要**

これまでの、委託業者がペットのご遺体とごみ処理券を受け取る方法から、職員が直接ご家庭を訪問し、現金で手数料をいただきペットのご遺体を引き受けるという市民の心情に寄り添った対応へ変更し、市民サービスの向上を図る。

事業イメージ**現在**委託業者が、ペットのご遺体と
ごみ処理券を受け取る。**令和6年4月から**職員がご家庭を訪問し、手数料をいただき、思い出の品を
一緒に預かりするなど、ペットを亡くされた方の心情に寄り
添った対応を行う。**評価指標・効果額**

指標: — (単位: —) R8目標値: —

今後、アンケートなどを実施していく中で、指標の設定を検討していく。